

長屋王の変と小野老

北 村 進

一、はじめに

青丹よし寧楽の京師は咲く花の薫ふがごとく今盛り
なり
(卷三、三二八)

古来、奈良の都の繁栄を詠んだ歌として、『万葉集』
の中でも特に人口に膾炙された歌である。この歌の作者
小野老は、この一首をもって名を後世に伝えることとな
った。ちなみに小野老は『万葉集』にこの歌の他には、
わずか二首をとどめるにすぎない。その二首とは、

梅の花今咲ける如散り過ぎずわが家の園にありこせ
ぬかも
(卷五、八一六)

という「梅花の宴」の折の歌と、

時つ風吹くべくなりぬ香椎潟潮干の浦に玉藻刈りて
な
(卷六、九五八)

という香椎廟に拝した帰りに詠んだ歌の二首である。ど
ちらも平凡な作品である。だから小野老の代表作は、こ
の「青丹よし」の歌のみといってよいと思うが、これが
後世の人の愛唱するところとなるという幸運に恵まれて
万葉歌人の中でも著名な一人となっている。

小野老については、すでに林田正男氏にすぐれた論考
があるので、多くはそちらに譲るが、ここでは氏が触れ
ておられない小野老と長屋王の変とのかかわりについて
考えてみることにしたい。

というのは後で詳しく触れるが、この長屋王の変のあった天平元年（七一九）を境として、老が異常な昇進をすること、そしてまたこの「青丹よし」の歌が天平元年作と考えられているにもかかわらず、長屋王の変とのかわりが言われていないことによる。

この変の起った当時老は従五位の貴族官僚であった。時の左大臣長屋王が誣告によって死に追いやられるという大事件に、貴族官僚の一人である老が無関係だったのか、あるいは何か関係があったのか、考えてみることもあながち無意味とは思えない。さらに老はこの事件の直後、大宰少弐として任地へ赴き、その地でこの歌を詠んでいる。しかも事件直後であるにもかかわらず奈良の都を「……薫ふがごとく今盛りなり」と表現しているのである。これは不自然である。そこでこの不自然さを、長屋王の変とのかかわりのなかで解いてみようというのがこの小論の目的である。

二、長屋王の変の背景

まず長屋王の変について、変に至るまでの背景を簡単に述べておこうと思う。その前に、長屋王の変というのは、天平元年二月十日左大臣長屋王が「私かに左道を学び国家を傾けむと欲す」という密告によって自尽に追い

込まれた有名な事件である。『続日本紀』天平元年二月条に次のようにある。

辛未（十日）左京の人従七位下漆部造君足、无位中臣官廼連東人等密を告げて、左大臣正二位長屋王私かに左道を学びて国家を傾けむと欲すと称す。其の夜使を遣りて固く三閤を守らしむ。因て式部卿従三位藤原朝臣宇合、衛門佐従五位下佐味朝臣虫麻呂、左衛士佐外従五位下津鳥朝臣家道、右衛士佐外従五位下紀朝臣佐比物等を遣りて、六衛の兵を將いて長屋王の宅を囲ましむ。

壬申（十一日）大宰大式正四位上多治比真人巢守、左大弁正四位上石川朝臣石足、彈正尹従四位下大伴宿祢道足を以て權りに参議と為す。巳の時に、一品舍人親王、新田部親王、大納言従二位多治比真人池守、中納言正三位藤原朝臣武智麻呂、右中弁正五位下小野朝臣牛養、少納言外従五位下巨勢朝臣宿奈麻呂等を遣して、長屋王の宅に就て其の罪を窮問せしむ。

癸酉（十二日）王を自尽せしむ、其の室二品吉備内親王、男従四位下膳夫王、无位桑田王、葛木王、鉤取王等同じく亦自ら経る。（原漢文）

長屋王は壬申の乱で勇名をはせた高市皇子を父とし、

天武天皇を祖父とするという非常に恵まれた血筋に生まれており（母は天智天皇の皇女御名部皇女であるから天智天皇の孫にもあたる）、また草壁皇子の皇女で文武天皇の妹の吉備内親王をその室としている。こうした恵まれた血筋がかえって藤原氏には不気味に映っていたに違いない。その他に長屋王は藤原不比等の娘長娥子をもその室に迎えているが、その間に出来た安宿・黄文・山背の諸王は、変後罪を許されている。しかし吉備内親王との間に出来た四王（膳夫・桑田・葛木・鉤取）は母と共に自経し果てている。藤原氏にとっては長屋王のみならず、これら四王子をも倒すことが必要であった。

さて、長屋王は慶雲元年（七〇四）大宝選叙令に規定された皇親の蔭位制によって初めて叙位に預かった。蔭位制とは言っても令の規定より三階も上位の正四位上であった（令の規定によれば親王のは子従四位下となる）。やはりその出自が考慮されたからであろう。

長屋王の最初の任官は和銅二年（七〇九）の宮内卿であった。この時既に従三位であった。翌和銅三年（七一〇）には文官の人事を担当する式部卿に転じ、靈龜二年（七二六）には早くも正三位に叙せられている。そして養老二年（七二八）には中納言を経ずして一挙に大納言に任ぜられた。

養老四年（七二〇）それまで権勢をほしのままにしてきた藤原不比等が薨じた。この不比等の死によって藤原氏の勢力は一時鳴りをひそめることになる。代って大きくクローズアップされてくるのが長屋王である。翌養老五年（七二二）右大臣に任命され政府首班の地位に立つことになる。皇親勢力の代表としてその期待は大きいものがあつた。

しかし不比等は生前次男の房前を朝政に参議せしめており（養老元年）、議政官の一角に藤原氏をくい込ませておくことを忘れなかった。また自分の娘宮子（文武天皇夫人）所生の首皇子（後の聖武天皇）の立太子を成し遂げていたし（和銅七年）、のみならずもう一人の娘光明子（この首皇子のもとに入内せしめているのである（靈龜二年）。こうして不比等は自分の死後も天皇家の外戚としての地位を維持させるべく手を打っておいたのである。それとともに四人の子供たち（武智麻呂・房前・宇合・麻呂）が次第に長じてきており、武智麻呂は式部卿（養老二年）、房前は参議（前出）という要職についていた。

長屋王がここで政府首班の地位に立っても、このように藤原氏の勢力が侮ることのできないものである以上、不安定なものとならざるをえない。藤原氏側としても政権奪取の機会が常にかがっていたであろう。藤原氏と

長屋王との対立はもはや避けがたいものであった。

それは神亀元年（七二四）聖武天皇即位直後に起る。この時長屋王は正二位に進み左大臣に任命されている。

ことは二月六日、勅して正一位藤原夫人宮子を尊んで「大夫人」と称する、というに始まる。宮子が不比等の娘であり、聖武天皇の生母であるということからこの称号が案出されたと思われるが、これは令制にない称号なのである。時に聖武天皇は二四歳の若さである。聖武天皇の独断とは思われない。その背後に藤原氏の存在があったことはまず確実であろう。

この勅に対して翌三月二二日、左大臣長屋王等は奏上して、

伏して二月四日の勅を見るに、藤原夫人天下皆大夫人と称す。臣等謹みて公式令を検するに、皇太夫人と云へり。勅号に依らんと欲せばまさに「皇」字を失すべし。令文を須いんと欲せば恐らくは違勅と作らん。定むる所を知らず。伏して進止を聴かん。

（原漢文）

と裁定を仰いでいる。

宮子が公式令通りに「皇太夫人」と呼ばれなかったのは、宮子が藤原氏出身で皇族ではなかったためであろう。だからこそ令制にない称号を案出せざるを得なかつ

たのである。

この長屋王等の奏上に対して聖武天皇は即刻詔して、

宜しく文には則ち皇太夫人、語には則ち大御祖とし、先勅を追収して後号を頒ち下すべし。（原漢文）

と裁下している。つまり長屋王等が宮子の「大夫人」という称号に対して、令には「皇太夫人」とはあるけれども「大夫人」という称号はない、勅によって「大夫人」と称すと「皇」の字を失してしまふし、公式令通りに「皇太夫人」と称すれば、今度は違勅となつてしまふ、どうしたらよろしいでしようかと裁定を仰いだのに対して、聖武天皇は「大夫人」の称号を引つ込めて公式令通り「皇太夫人」（読みはオオミオヤ）とすることにしたのである。

長屋王等の藤原氏への抵抗も効を奏さず、結局令制通り「皇太夫人」と呼ぶことになつたわけ、それだけ宮子の地位が正式のものになつたことを意味している。その意味では長屋王等の抵抗はかえつてやぶへびとなつたということにならう。井上薫氏が「結局のところ、皇親政治にたてこもり、藤原氏の勢力進出を心よく思わなかつた王の皮肉の言といつてよからう。」と述べておられる通りである。

この事件を契機として長屋王と藤原氏の対立は一層深

刻なものとなつてゆく。

神龜四年（七二七）閏九月二十九日、聖武天皇の夫人光明子に待望の皇子が誕生した。皇子は基王と名付けられた。すでに養老二年（七一八）に阿倍内親王が誕生していたが、皇子はこれが初めてであった。

十一月二日早くも基王の立太子のことが宣せられた。生まれて間もない皇子の立太子など前例がなかった。しかしこの時すでに聖武のもう一人の夫人具犬養広刀自のお腹には子供がいたのである。やがて生まれるであろうこの子との皇嗣争いを未然に防ぐためにも立太子のことは急がねばならなかった。特に藤原氏にとっては外戚としての地位を維持するためにも、広刀自の子でない光明子の子であるこの基王の立太子は、広刀自に子が生まれる前に実現されねばならなかった。

この月の半ばに大納言多治比池守は史生以上の官人を引きつれて皇太子拜謁に出むいているが、左大臣である長屋王は行動を共にしていない。藤原氏所生の皇子であり、しかも前例のない立太子ということで素直に喜べないものがあつたのか。両者の確執は更に深まったと見てよい。

翌五年（七二八）八月、それまでの令制による五衛府の他に藤原氏が自由に動かせる軍隊として中衛府が設け

られ、しかもその初代長官は藤原房前であつた。^(注4)藤原氏はここで兵権をも手に入れることになつたのである。この中衛府設置が、古来武を以て仕えて来た大伴家の棟梁旅人の留守中であることは注意をひく。また変に際してさつそく長屋王宅を囲んでいるのである。

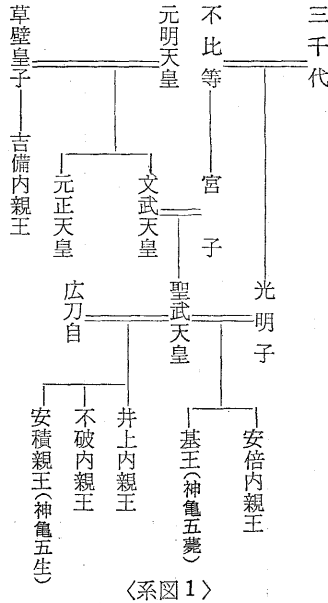
ところが藤原氏待望の皇子基王はこの年の九月、数え年わずかに二歳で薨じてしまった。聖武天皇の嘆きはもとより、生母光明子の嘆きは一層のものであつたに違いない。それ以上に落胆したのは藤原氏であつた。落胆というより狼狽といつた方がいいかも知れない。というのは先程触れた聖武天皇のもう一人の夫人具犬養広刀自に安積親王が誕生していたからである。^(注5)

藤原氏にとってはもはや一刻の猶予も許されなかつた。聖武天皇がいつ安積親王を立太子させるかわからないからである。具犬養氏といえは三千代が後宮にいて絶大な力を持っており、また天皇の親任厚いものがあった。藤原氏としては何とも不安でしかたなかつたであろう。光明子に次の皇子誕生を期待することもできるが、安積親王の存在を考えればとてもそんな時間的余裕はなかつた。

そこで考え出されたのが光明子の立后という直接策である。岸俊男氏によれば、「当時の皇后の地位が六世紀

末以来の伝統として皇太子に比肩しうる執政権を保有しているとともに、また皇位継承の機会をも有するというきわめて重要なものであったからに他ならない。」とされる。またこれだと後宮の実力者眞大養三千代との摩擦も少なくてすむ。というより協力が期待できそうである。というのは光明子は不比等と三千代との間にできた子だからである。

(系図1参照)



〈系図1〉

しかしそれには大きな困難が予想された。令の規定である。令によれば妃は四品以上で皇女でなければならなかった(皇后はその中から一人選ばれる、つまり皇后は皇女でなければならぬということである)。この規定を破るとなると重大問題である。第一皇親勢力の代表者である左

大臣長屋王が黙ってはいまい。宮子の大夫人称号でさえ反対しているのである。今回はそれ以上に反対するであろう。しかし藤原氏としては是が非でも光明子立后を實現させねばならなかった。

翌神亀六年(七一九)八月改元して天平元年(七一)二月十日、長屋王は謀叛の疑いで家を囲まれ、十二日弁解の余地もなく自尽させられた。これが藤原氏の出した結論であった。

事件後の三月、武智麻呂は先任の中納言大伴旅人を超えて大納言に任命される。旅人はこの変の布石とも思える人事で、都を遠く離れた大宰府へ追いやられていた。そして八月五日天平に改元され、十日念願であった光明子が立后し、ここに光明皇后が誕生したのである。この光明立后に至る一連の事件が全て藤原氏の画策であることは歴史家の等しく認めるところである。

三、長屋王の変と官人の昇進

長屋王の変は二月末には一応の結着を見たようである。

明けて三月四日、官人たちに待望の叙位のことがあった。一見何でもないこの叙位には実は重大な意味があったのである。直木孝次郎氏はこの時の叙位に着目し、そ

〔表1〕

小野牛養	紀飯麻呂	坂本字頭麻佐	阿部帶麻呂	巨勢少麻呂	中臣名代	小野老	佐伯豊人	大伴道足	葛城王	長田王	鈴鹿王	藤原麻呂	多治比眞守	石川石足	姓名
↓正五位下		↓外從五位下	↓外從五位下	↓外從五位下	↓外從五位下									↓正四位上	神龜五年五月
長屋王窮問				長屋王窮問				↓權參議					↓權參議	↓權參議	(同六年)二月 (天平元)
	↓外從五位下	↓從五位下	↓從五位下	↓從五位下	↓從五位下	↓從五位上	↓正五位下	↓正四位下	↓正四位下	↓正四位下	↓正四位上	↓從三位	↓從三位	↓從三位	(同六年)三月 (天平元)
八月↓從四位下 九月↓皇后宮大夫	八月↓從五位下						八月↓正五位上	九月↓右大弁	九月↓左大弁	九月↓衛門督					天平元年八月
〃二年九月↓兼催造司監	〃五年三月↓從五位上	〃五年三月↓從五位上		〃五年三月↓從五位上	〃五年三月↓從五位上	〃三年正月↓正五位下	〃九年正月↓持節副使	〃三年八月↓參議	〃三年八月↓參議	〃四年九月↓撰津大夫	〃三年八月↓參議	〃三年八月↓參議	〃三年八月↓參議	〃三年八月↓參議	そ の 他

高橋首名	↓外従五位下		八月↓従五位下	
紀 雑 物	↓外従五位下	長屋を囲む		
津島家道	↓外従五位下	長屋王を囲む		〃 三年正月↓従五位下
藤原武智麻呂		長屋王窮問	↓大納言	〃 六年正月↓右大臣
藤原宇合		長屋王を囲む		〃 三年八月↓参議

注 ↓の印は位又は官を授けられたことを示す。

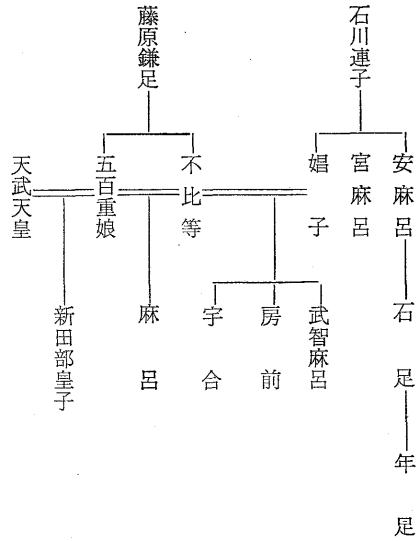
(直木孝次郎氏「長屋王の変について」所収の表を一部変更してお借りした。)

れが長屋王の変と密接にかかわっているとされ、この時の叙位には変における活躍に対する褒賞の意味あいがあることを指摘された。^(注1)以下直木氏の説によりながらこの叙位について簡単に触れておきたいと思う。というのはこの時の叙位に小野老が預かっているからである。小野老に話を進める前に、この時の叙位の性格を明らかにしておきたいのである。(表1参照)

この時の叙位に預かった者は、『続日本紀』に名の見える者で三一名(ただし表にはその全てを載せてはいない)。しかしその全てが褒賞というのではない。定期の叙位も当然あったはずである。例年一月に行われている叙位がこの年にはまだないからである。

まずその筆頭に掲げられているのが正四位上から従三

位に進められた石川石足である。石足は長屋王窮問に先立って「権りの参議」に任命されており、変後の二月十八日には長屋王の弟鈴鹿王宅へ行つて、「長屋王の昆弟姉妹子孫及び妻らの縁座すべき者は、男女を問はず咸く皆赦除す。(原漢文)」という勅を伝えていた。変に際して積極的に動いていると言える。さらに石足は前年の神龜五年五月の叙位で正四位下から正四位上に進んだばかりなのである。わずか十カ月足らずで二度という異例の昇進は、石足が早くから藤原氏側に協力的であったことを示している。それは系図を見ればもっとはつきりする。(系図2参照)藤原四兄弟のうち武智麻呂・房前・宇合の母親は(宇合については疑問視する人もいるが)石川氏出身の娼子であり、石足にとってはおばに当る人であ



〈系図2〉

る。つまり石足とこの藤原三兄弟とは従兄弟同志という非常に近い関係にあったのである。そうであってみれば石川氏が藤原氏に協力的であることもうなずかれよう。そればかりではない。石足は変後の八月に薨するが、この石足の一周忌に武智麻呂は菩提を弔うために十部の弥勒経を回向しているのである。また武智麻呂は天平九年（七三七）七月薨するが、今度は石足の子の年足がその一周忌に同じく弥勒経十部と弥勒菩薩像一鉢を造って武智麻呂の菩提を弔っている^(注8)。このように武智麻呂と石足は従兄弟同志でもごく親しい間柄であったのである。

また石足と同じく正四位上より従三位に進んだ多治比良守は、当時大宰大貳という官職にあったが、前年の暮なぜか急に大宰府から上京している^(注9)のである。そして石足同様長屋王窮問に先立って「権りの参議」に任命されており、この謀議に加わったと考えられるのである。

のみならず良守の兄池守は当時大納言として長屋王に次ぐ地位にあったが、変に際しては武智麻呂らと共に長屋王窮問に向っているのである。直木氏が言われるように、多治比氏一族は反長屋王派と言えそうである。前節で述べた基王の誕生に池守が史生以上を率いて拜謁していることもこの場合参考となる。

また良守はこの変で六衛府の兵を率いて長屋王宅を囲んだ藤原宇合と共に、靈龜二年（七一六）第八次遣唐使に選ばれている。この時良守は遣唐押使、宇合は遣唐副使であった。一行は翌養老元年（七一九）に出発し、同二年十月無事帰国している。翌三年には二人はこの功績によりそろって一階を進められている。当時の命をかけた危険な航海において二人が苦楽を共にしたことは、二人の間の連帯感をより一層強くし、また生涯にわたる強い絆で結ばれることになったとも想像されるのである。多治比氏が藤原氏に協力的であっても不思議ではないのである。

もう一人同じく「権りの参議」に任命されているのが大伴道足である。道足はこの時の叙位で従四位下より一躍正四位下に昇進している。実に従四位上を飛び超えての栄進である。そればかりではなく九月には右大弁に任ぜられ、藤原政権の分け前に預かっているのである。やはり藤原派と見てよいであろう。

そして今あげた石足、県守、道足の三人のうち、県守と道足は天平三年（七三一）八月宇合、麻呂、鈴鹿王、葛城王と共に正式の参議に任命され、藤原氏のもとの政権の一翼を担うことになるのである。また麻呂、鈴鹿王、葛城王がやはりこの時の叙位で位を進められているのも注意をひく。

もう一人巨勢少麻呂の場合を見てみよう。少麻呂は今の叙位で外従五位下より内位の従五位下に進められているが、前年五月の叙位で外従五位下に進められたばかりなのである。わずか十カ月程しか経っていないにもかかわらず昇進しているのは、少麻呂が変に際して長屋王窮問に加っているからであり、その時の功績に対する褒賞と考えればよく理解できる。

このように長屋王の変に際して重要な働きをしている人が何人も昇叙していることから、この時の叙位は長屋王の変における功績に対する褒賞と考えていいように思

われる。

次にこの時の叙位には預かっていないが、重要な働きをしている小野牛養について触れておく。牛養は今述べたようにこの時の叙位には預かっていないが、前年五月の叙位で従五位上より正五位下に進められている。そしてこの年の八月の叙位（この時の叙位は天平改元に伴うものと考えられている）では、正五位下から一挙に従四位下に進められているのである。何と正五位上を飛び超えての昇進である。牛養はわずか十五カ月の間に実に三階を昇進していることになる。異例の栄進と言わざるを得ない。

それもそのはずで、牛養は長屋王の変に際して藤原武智麻呂らと共に、長屋王窮問に加っているのである。そしてその年の九月には立后して間もない光明皇后のための皇后宮の大夫に任命されている。このように牛養はその初めから藤原氏側につき、長屋王打倒に功績をあげ異例の昇進を受けることになったと理解することができ

る。小野牛養は神龜元年（七二四）五月、鎮狄將軍に任命され羽羽国へ赴いている。このことは牛養が軍事面に明るいことを物語っており、藤原氏側としては変を起すに当って、牛養の軍事面での協力を必要としたと考えられ

る。それがこのような形であらわれることになった。その後牛養は藤原政権の下で重く用いられることになる。

藤原氏と小野氏との結びつきは意外に古くからあり、永島福太郎氏によれば、^(注10)「大化改新で助け合い、近江朝での協力が想像される」ということである。また氏は、平城遷都には小野氏の介在があったとされ、北大和に発展していた小野氏一族が、有力豪族の藤原氏に迎合するため不比等にこれを勧めたといえる^(注11)とされている。事実造平城京司の次官三人（長官一人のうち一人は多治比池守であった）のうち二人までが小野氏によって占められていることから、そこに小野氏の協力があつたことは間違いないと思われる。

鎌足の時代から始まった小野氏と藤原氏との協力関係は不比等に受けつがれ、さらにその子武智麻呂へと受けつがれていくことになる。それが長屋王の変における協力という形であらわれたと考えられるのである。

四、小野老の昇進

前節で天平元年三月の叙位と長屋王の変が密接につながっていること、しかもそのつながりが変における藤原氏への協力に対する褒賞という点にあつたこと、そして藤原氏と小野氏とは協力関係にあつたことを述べた。

それでは次に小野老について述べなければならぬ。何しろ老は小野氏の一員であるばかりでなく、この三月の叙位で昇進しているからである。この二点をとりあげても老は長屋王の変に関与したと考えることはできる。その点をもう少し詳しく見ていこう。

〈表2〉 小野老の昇進と台閣の首班

養老三年正月(七一九)	正六位下↓従五位下	右大臣藤原不比等 (四年八月薨)
同 五年正月		右大臣 長屋王 (神龜元左大臣)
天平元年三月(七三九)	従五位下↓従五位上	大納言多治比池守 藤原武智麻呂
同 三年正月(七三二)	従五位上↓正五位下	大納言藤原武智麻呂 大伴旅人(七月薨)
同 五年三月(七三三)	正五位下↓正五位上	大納言藤原武智麻呂
同 六年正月(七三四)	正五位上↓従四位下	右大臣藤原武智麻呂
同 九年六月(七三七)	太宰大貳従四位下で卒	

〈表3〉 養老三年より天平六年までの叙位者数

叙位年月	従五位下 となった人数	従五位上 "	正五位下 "	正五位上 "	従四位下 "
養老3年1月	11	0	2	4	0
" 4・1	13	10	5	3	0
" 5・1	0	2	0	0	0
" 7・1	22	6	1	2	2
神亀1・2	10	12	4	3	3
" 3・1	9	4	6	1	2
" 4・1	3	1	1	1	0
" 5・5	0	1	1	0	2
天平1・3	4	5	2	1	0
" 1・8	4	2	1	2	2
" 3・1	4	5	4	1	1
" 4・1	0	2	0	0	0
" 5・3	2	5	0	1	1
" 6・1	2	1	0	0	1
合 計	84	56	27	19	14

(直木孝次郎氏「長屋王の変について」所収の表を一部変更した)

注 諸王の叙位は除く
『続日本紀』による
□ は小野老の叙位された時を示す

へ表2へは小野老の昇進とその時の台閣の首班を表わしたものである。これによれば老は養老三年正月の叙位で正六位下より従五位下に昇進し、初めて貴族官僚の仲間入りをしている。しかしその後十年間老に昇進のことはなく、天平元年三月前節で問題にした叙位においてようやく従五位上に進められた。実に十年間従五位下に留められていたのである。やっと貴族官僚の仲間入りをはたした老にとって、この十年間は長かつたに違いない。

ところがこの年を境にしてまるで逆になる。後は二年ごとに昇進しているのである。まず二年後の天平三年には従五位上より正五位

下に、更に二年後の五年には正五位下より正五位上に、そして翌六年には正五位上より従四位下に叙せられている。実に五年間に三階を昇進していることになる。十年間に一階しか昇進できなかったのに較べれば、異常な出世と言わざるを得ない。

しかも異常さはそればかりではない。へ表3を見て欲しい。この表は老が従五位下に叙せられた養老三年より従四位下に叙せられた天平六年までの、それぞれの位階の叙位者数を表にしたものである。この表は直木孝次郎氏「長屋王の変について」という論文所収の表に手を加えて、小野老の場合に適したものにしている。

この表を見ればすぐ気付かれると思うが、神龜四年頃を境として昇進できる人数が急に少なくなっている。つまりそれだけ年々昇進が難しくなっていることを意味している。

養老三年老と共に従五位下に叙せられた人は十一人いたが、天平元年従五位上に進められた人は五人、同三年に正五位下に進められた人は四人、以前に較べるとその数は少なくなっていることがわかる。そして何より次の同五年に正五位上に進むことができたのは老ただ一人。そしてその翌年の六月に従四位下に進むことができたのも老ただ一人なのである。

これはただ運がよいとか偶然だとか言うだけでは説明できない。何より不審なのは、神龜四年を境として昇進できる人数が減ったにもかかわらず、老の急激な昇進が始まっていることである。これは一体何によるのだろうか。その前に簡単に官人たちの昇進法について述べておきたいと思う。

細部まで述べることはできないが、考課令に「三位以上は奏裁せよ、五位以上は太政官量り定めて奏聞せよ」とある。つまり四位五位の官人については、式部省ではなく太政官がその評価を決定し天皇に奏聞することになるのである。そして選叙令に「凡そ内下の五位以上は勅授」とあるように、天皇がその評価をもとにして昇進させるかどうか、またその階数をどうするかを最終的に決定することになっている。この方式は大宝令でも同じである。だから四位五位の官人にとっては太政官と天皇の意向というものが大きく作用することになってくる。このことは逆に、天皇と結びついた時の権力者にとっては一つの武器になることを意味している。自分にとって好ましくない人物の昇進の機会を奪ってしまうことができるからである。

たとえば藤原仲麻呂政権下における大伴家持の場合がそうである。家持は天平十七年（七四五）従五位下に叙

せられ、貴族官僚の仲間入りをし、四年後の天平勝宝元年（七四九）には従五位上に昇進している。この二度の、時の権力者は左大臣橘諸兄であった。家持は諸兄政權下において、官僚として順調にその第一歩を歩み始めたと言える。

ところが諸兄は天平勝宝八年（七五六）に権力の座を追われ、代って藤原武智麻呂の第二子仲麻呂が権力の座につく。この仲麻呂政權下において家持の昇進はついに一度もなかったのである。家持が一貫して反仲麻呂的姿勢をとりつづけたことに起因していよう。家持が従五位上より一階上の正五位下に昇進できたのは宝龜元年（七七〇）、仲麻呂が殺されて以後のことであった。実に二十一年ぶりのことである。驚くべき長さと言わざるを得ない。この間昇進の機会は何度もあったはずである。だがその都度仲麻呂によって握りつぶされたに違いない。家持はこの後順調に昇進を続け、最終的には天応元年（七八一）従三位にまで昇ることになる。

この家持の例は、官人たちの昇進の遅速が時の権力者といかに密接にかかわりあっているかを如実に物語っているといえる。

さて話を小野老の場合にもどして、もう一度（表2）を見て欲しい。老が従五位下に昇進した養老三年、時の

権力者は右大臣藤原不比等であった。ところが不比等は同四年八月薨じてしまう。代って権力の座についたのは右大臣長屋王である。王は神龜元年左大臣に昇り、以後神龜六年すなわち天平元年変によって倒されるまでその地位を保ち続ける。その後は天平九年まで藤原氏が実權を握ることになる。天平九年までというのは、この年藤原四兄弟がそろって当時流行していた疫病に斃れた年である。皮肉にも県守やこの老までが共に枕を並べることになった。それはともかくとして、不思議なことに老は長屋王政權下では一度も昇進のことがないのである。

それに反して藤原氏が政權を握った天平元年から例の異常な昇進が始まるのである。これを単なる偶然と片付けてしまふわけにはいかない。またこの時期老がとりたてて功績をあげたという記事も見当らない（天平七年に、南島に船の航行のための牌を樹てさせたという記事が『続日本紀』天平勝宝六年二月丙戌条に見える）。

そうすれば、前節で述べたことも考慮に入れると、次のように考えるのが自然であろう。つまり小野老は小野氏の一員として親藤原派であり、長屋王の変に際しては小野牛養同様藤原氏に協力したであろうということである。しかしそれがどういう形であったかは老の場合正史に記事がないので明らかにすることはできないが、ただ

この変でなんらかの協力があつたからこそ、以後の例のない昇進へと結びつくことができたとは言えるであろう。そう考へて初めて老の異常な昇進は説明がつくのではなからうか。

五、むすび

それでは老は何のために大宰少貳として赴任し、この「青丹よし」の歌を詠んだのであろうか。最後にこのことに関して私見を述べ、大方の御叱正を仰ぎたいと思ふ。

老の大宰少貳任命の記事は正史に見えないが、前節で述べたように老が長屋王の変にかかわつたとすれば、天平元年には都にいたことになる。そして三月叙位を受けているから、この時叙位を受けると共に少貳に任命され大宰府へ下向したと考へるのが一番自然のように思われる。それは前年の神龜五年に大宰少貳石川足人が遷任しているから（五四九、五五一番歌題詞）その後任と考へられる。

このことに関連して少し述べておく。続紀によると天平三年巨勢真人が大宰少貳に任命されているが、これは前年の天平二年正月大宰府で催された「梅花の宴」に出席し、歌を残している少貳粟田大夫の後任としてである。

う。粟田大夫については諸説あるが、川崎庸之氏の言われるように粟田馬養（注13）と思われる。馬養は漢語をよくした人で、天平二年三月、「訳語」養成のために弟子を二人取り漢語を習わせることを命ぜられている。まさに少貳として適任といえる。この命令が出てまもなく京へ上つたものである。天平二年正月には馬養は従五位下であり、老は従五位上であるから、「梅花の宴」で老が馬養の上に列しても不思議ではないし、位の上から見れば当然といえる。

それはともかくとして、今石川足人の神龜五年遷任の後を受けてと言つたが、この神龜五年には石川足人だけでなく、前節で述べた多治比守までが遷任しているのである。しかも石川氏・多治比氏は翌年の長屋王の変において、藤原氏に協力しているのである。この時期の二人の遷任はやはり長屋王の変と何らかのかかわりがあると思われるが、その後任に親藤原派と目される小野老が赴任してくる意義は大きい。一つには二人の遷任によって手薄になつた大宰府の藤原勢力を、老を送り込むことによつて維持させることであつたと思われる。また小野氏が妹子以来対外交渉を任としてきた家柄であること（注14）から、老にも実務面での力が十分であると評価されたためである。これらの理由により老は少貳に任命され大宰府へ

赴任することになったと考えられる。

さて老の赴任の事情のわかったところでこの歌のもつ意味を考えてみよう。その前に歌を挙げておく。

大宰少貳小野老朝臣の歌一首

青丹よし寧楽の京師は咲く花の薫ふがごとく今盛りなり
(三三八)

防人司佑大伴四綱の歌二首

やすみししわが大君の敷きませる国の中には京師し思ほゆ
(三二九)

藤波の花は盛りになりにけり平城の京を思はずや君
(三三〇)

師大伴卿の歌五首

わが盛りまた変若めやもほとほとに寧楽の京を見ずかなりなむ
(三三一)

わが命も常にあらぬか昔見し象の小河を行きて見むため
(三三二)

浅茅原つばらつばらにも思へば故りにし郷し思ほゆるかも
(三三三)

わすれ草わが紐に付く香具山の故りにし里を忘れむがため
(三三四)

わが行は久にはあらじ夢のわだ瀬にはならずて淵にあらぬかも
(三三五)

右の八首が同一の場での詠であることは広く認められていると言つていいであろう。早くに金子氏評釈は「奈良から下向の新任少貳の為の藤花宴が催されたものであろう。」とされ、伊藤博氏は「この一首を巻頭言とする雅宴」を想定され、老の歌は「事始め歌」いわば「詠題提示の歌」とされた。^(注15) また林田正男氏は、この伊藤氏の説をふまえた上で、「老の十年ぶりの昇叙を祝う宴」とされる。^(注16) 金子氏評釈にしろ伊藤氏、林田氏にしろその着眼点はすばらしいと思う。確かに老を迎えの宴であることは認めてよいと思われる。ただ、「雅宴」というめでたい席にしては、旅人の歌がその場にふさわしくないように思えるのである。そこで旅人の歌を手掛りにしながら考えてみたい。

旅人が「わが盛りまた変若めやもほとほとに寧楽の都を見ずかなりなむ」と、もうほとんど奈良の都を見ない

ことになってしまふのであろうかと歌ったその心情を考
える場合、どうしてもこの年起つた長屋王の変を考慮に
入れないわけにはいかない。旅人が大宰師として九州へ
下ることになつたのも、藤原氏の陰謀によるものと言わ
れている。その藤原氏が長屋王を倒して政權を握つたの
である。「そうである以上、どうしてこの自分を都へ戻
すことがあるうか。自分はもう六十五、再び若返ること
などありはしない。老い先短いこの命だから都を見るこ
となく終つてしまふだらう。」という旅人の切実な気持が
この一首の中にはあるように思えるのである。

では旅人にそういう気持を起こさせた直接の原因は何
であらうか。それがこの老の一首だと思ふのである。

老が三月叙位を受けてから九州へ下向したと思われる
ことは先程述べたが、老はまた二月に起きた長屋王の変
の報告という役目をも担つていたのでないだらうか。
中央からの正式な報告はまだないように思われる。これ
だけの大事件の起つた後であるから、正確な情報の伝わ
りにくい大宰府では、人心の動搖は激しいはずである。
憶測は憶測を呼び、府の官人たちが疑心暗鬼にかられて
いたとも想像される。そんな状況の中での老の着任であ
つた。

老はさっそく事件の経過説明と武智麻呂が大納言に任

命されたこと等を報告したであらう。そして事件後の奈
良の都を「青丹よし寧楽の京師は咲く花の薫ふがごとく
今盛りなり」と謳いあげたのである。奈良の都はすつか
り平静を取りもどし、以前のように繁栄を誇っている、
事件などまるでなかつたかのようなのである、そんな気持
がこの一首の中に感じられる。事件後である以上たとえ
繁栄を誇っていなくても、そう歌わなければならなかつ
たのである。それは事件による動搖がこの遠の朝廷であ
る大宰府にまで波及するのを防ぐために、大げさすぎる
程都を賛美し、平穩ぶりを強調する必要があつたからに
他ならない。

大宰府には武器もあれば防人という兵力もある。しか
もその長官は武の家柄である大伴家の棟梁旅人である。
もし事件の火種がこの地に飛び火するようになれ
ば危険である。老は都を発つに當つて武智麻呂からよく
よく言い含められたであらう。そしてそれはみごとに成
功した。

この一首によって事件は完全に過去のものとされ、藤
原氏の政權掌握という事実だけが残つたのである。長屋
王が去り藤原氏だけが繁栄を誇っている。藤原氏の繁栄
は相対的に大伴氏の没落を示している。旅人が五首の中
で「昔」といったり「故りにし里」といったりするの

は、過去の大伴家に力のまだあつたよき時代を回想しているのである。

この旅人の五首は、すぐ前にある大伴四綱の「藤波の花は盛りになりけり平城の京を思ほすや君」という問いかけに答えた歌とされる。そうすればこの「藤波の花」は暗示的である。早く尾山篤二郎氏が指摘されているように、藤原氏の繁栄をたとえていつているのかも知れない。^{注17} そう解した方がよさそうに思える。たとえ四綱にそのつもりがなくても、時が時だけに旅人には直感的に藤原氏と結びつくことになつたと思われなくもない。いづれにしてもこの五首には旅人の落胆ぶりがよく表れている。

以上まとまりのないものになつてしまつたが、結局言いたいことは、私には小野老のこの一首には多分に政治的意味合いが感じられるということである。最後まで論じ尽くせなくて納得できない点もあろうかと思われるが、全て筆者の力量不足のせいである。一応これで筆を置くが、引き続き考えてみたいと思つてゐる。

注1 林田正男氏「小野老小老一咲く花の歌をめぐる」

『國語と國文學』昭和四十五年十一月号

注2 このことについては確信がない。巻六・九五八番歌が

通説通り神龜五年作とすれば、老は神龜五年にはすでに赴任していたことになる。ただし林田正男氏のようにこの歌を含む三首を天平元年作とみる人もいる

（『万葉集卷五私論』『國語と國文學』昭和四十八年六月号）。

注3 井上薫氏「長屋王の変と光明立后」『日本古代の政治と宗教』所収

注4 笹山晴生氏「中衛府の研究」『古代学』六卷三号

注5・注6 岸俊男氏「光明立后の史的意義」『日本古代政治史研究』所収

注7 直木孝次郎氏「長屋王の変について」『奈良時代史の諸問題』所収 以下直木氏の説によるところが大きい。表もお借りした。記して謝意を表す。

注8 須田春子氏『律令制女性史研究』三〇五頁。

注9 平山城児氏は泉守の太宰府出発を神龜五年の十一月下旬から十二月上旬にかけてと考えておられる（『旅人の歌』（巻四・五五五）の制作年代について）『立教大学日本文学』昭和三十九年十一月号）。

注10 永島福太郎氏『奈良』三二頁。

注11 同右 二九〇三〇頁。

注12 野村忠夫氏『律令官人制の研究 増訂版』一二二頁

注13 川崎庸之氏「梅花の歌の作者について」『川崎庸之歴史著作選集』第1巻所収。

注14 佐伯有清氏『新撰姓氏録の研究』考証篇の「小野朝

臣」条に詳しい。

注15 伊藤博氏「歌壇・上代」(『和歌文学講座3』所収)。

注16 注1に同じ。

注17 尾山篤三郎氏『大伴旅人・山上憶良』

(付記) 本稿は、昭和五十七年上代文学会九月例会において、「小野老考」と題して口頭発表したものを、題も変えて大幅に書き直したものである。席上、諸先生方に貴重な御意見を賜った。記して深謝する次第である。